

パブリックコメント手続き制度について

1 パブリックコメント手続き制度導入の背景について

パブリックコメント手続とは、行政が政策等の趣旨、案等を市民に広く公表し、市民から意見の提出を求め、これを考慮しつつ意思決定を行うとともに、提出された意見の概要とそれに対する行政の考え方を公表する一連の手続のことを言い、その目的としては、市民の多様な意見や情報を行政の意思決定に効果的に反映させつつ、意思決定過程の公正を確保し、その透明性を向上させるといった点にあります。

同制度については、これまでも多くの市町村で取組がなされてきましたが、平成17年6月29日に公布された「行政手続法の一部を改正する法律」（平成17年法律第73号。以下「改正法」という。）及び「行政手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成18年政令第17号）により法定化され、平成18年4月1日から施行されることになりました。

これにより、国においては、命令等制定機関が命令等を定めようとする場合に、同法に基づくパブリックコメント手続を行うことが義務付けられ、地方自治体においても法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

2 本市の現状

本市においては、パブリックコメント手続き制度の制定は行っていないですが、市民等の意見を政策に反映していくため、都市計画法をはじめとした公共事業における事業計画の縦覧、公聴会の開催、審議会への諮問など法律に基づくもののほか、各種計画等の策定に際しては、ホームページ等を通じた意見の募集や懇話会の設置、ワークショップの開催のほか市民への説明会の開催等を行ってきたところ です。

また、市政モニターをはじめ、市ホームページによる「市民の声」により、市政に対する意見等を自由に述べる場を設けるなどにより、広く市民からの意見を政策に反映できるよう努めているところです。

3 各自治体での取組状況

平成18年2月時点での総務省調査による、平成17年4月末現在における都道府県、政令市、中核市及び特例市での制度導入状況は、政令市で14市中10市（71.4%）、中核市で35市中24市（68.6%）、特例市で40市中22市（55.0%）となっており、多くの地方自治体において導入が図られているところ です。

また、県内各市においては、平成14年9月に名張市が実施したのを始め、四日市市、伊賀市及び伊勢市等が実施しています。
なお、概要につきましては＜別紙1＞のとおりです。

4 制度手続の概要

(1) パブリックコメント制度の対象となる政策等

他市の例では、対象となる政策等について、市政全般及び個別行政分野における基本理念、方針、共通の制度を定める条例や市民等に義務を課し又は権利を制限する条例のほか、市民生活に重大な影響を与えるような政策や計画、個別行政分野における政策の基本方針や基本事項を定める計画などが対象とされています。

(2) 意見提出者等

計画や条例等により影響がある範囲を想定し、また市が説明責任を果たすべき対象の「市民等」として、①市内在住者、②市内在勤者、③市内在学者、加えて納税義務者や市内にある事務所、事業所を有するものを対象とする自治体もあります。

(3) 市民等への施策等の案の公表及び周知の方法

政策等の案の公表方法について、また意見募集の周知については、市ホームページ、広報紙への掲載や報道機関への資料提供、主管課窓口及び各行政施設での閲覧・配布等があります。

(4) 意見募集の期間

国においては行政手続法により原則30日以上（例外措置として期間短縮有）が確保されています。

(5) 意見等の提出方法

意見等の提出方法としては、指定する場所（主に主管課）への提出をはじめ、電子メール、ファクシミリ、郵便での提出方法があります。

(6) 提出された意見等の取扱い

結果の公表については、提出された意見等の概要とそれに対する市の考え方を公表し、案を修正したときには、修正の内容とその理由を公表します。

(7) 実施機関の範囲

自治体におけるパブリックコメント手続は、長をはじめとする執行機関が行うことが一般的であります。執行機関としては、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長がありますが、審査機関である公平委員会及び固定資産評価審査委員会については政策等を策定することが考えられないとの理由から、除外している自治体もあります。

パブリックコメント手続き制度に係る本市としての基本的な考え方

これまでも、パブリックコメント制度に準じた取組は成されてきておりますが、より一層の行政の公平の確保と透明性の向上を図ることは重要であり、行政手続法の一部の改正を踏まえ、本市においてもこの手続を制度としてできるだけ早期に導入することが望ましいと考えます。

具体的な制度概要としては、次のとおりを考えています。

(1) 対象となる政策等

- ア 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針やその他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- イ 条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ・市の基本的な制度を定める条例
 - ・市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）
- ウ 実施機関が必要と認めるもの

(2) 適用除外

- ア 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- イ 法令等により意見聴取の手続等が定められているもの
- ウ 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- エ 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- オ 審議会その他の附属機関等が、この制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき策定された政策等

(3) 意見提出者の範囲

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 本市に対して納税義務を有するもの
- カ 政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(4) 公表時期

意思決定を行う前の適切な時期

(5) 公表資料

案に加えて、作成した趣旨、目的、背景等、素案を理解するために必要な資料を公表するよう努める

(6) 公表方法

- ア 市ホームページへの掲載
- イ 政策等の担当課、情報公開室及び各総合支所での閲覧及び配布
- ウ 実施機関が必要と認める方法

- (7) 周知の方法
 - 必要に応じ、以下の方法により市民への周知に努める
 - ア 広報紙への掲載
 - イ 報道機関への資料提供
- (8) 募集期間
 - 原則30日以上
- (9) 意見の提出方法
 - ア 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - イ 郵便
 - ウ 電子メール
 - エ ファクシミリ
 - オ 実施機関が必要と認める方法
- (10) 意見等の取り扱い
 - ア 意見等を考慮して意思決定を行う
 - イ 提出された意見等の概要と意見に対する市の考え方を公表する
 - ウ 案を修正した場合は、当該修正の内容を公表する
- (11) 実施状況の把握
 - 案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載等により公表する
- (12) 実施機関の範囲
 - 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者及び消防長

県内各市におけるパブリックコメント制度の実施状況の概要

(平成18年4月現在) <別紙1>

自治体名 担当課	名張市(要綱) 広聴対話室	四日市市(条例) 行政経営課	伊賀市(要綱) 広報情報課	伊勢市(要綱) 総務課	津市(本市としての考え方) 広聴広報課
対象となる 政策等	各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更 市民の権利を制限し、又は義務を課す等市民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定、改廃(金銭徴収に関する条項を除く)	条例の制定又は改廃に係る案の策定 ・基本的な制度を定める条例 ・市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 ・市民等に義務を課し、又は権利を制限するもの(金銭徴収に関する条項は除く) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える行政指導の指針等の策定又は改廃 市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針、基本的な事項を定める計画の策定又は改廃 基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃 条例中に見直しする旨の規定があり、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定 実施機関が特に必要と認めるもの	市の施策に関する基本的な計画 広く市民に適用される基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定又は変更	条例の制定又は改廃に係る案の策定 ・市の基本的な制度を定める条例 ・市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く) 市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針、基本的な事項を定める計画の策定又は改定 実施機関が特に必要と認めるもの	総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針やその他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 条例の制定又は改廃に係る案の策定 ・市の基本的な制度を定める条例 ・市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く) 実施機関が必要と認めるもの
適用除外	迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものの意見聴取の手続き等が法令等により定められているもの 実施機関の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質上パブリックコメント手続に適さないもの	迅速若しくは緊急を要するもの 軽微なもの 法令等に同様な手続が定められているもの 審議会等において本条例に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき立案した計画等	緊急を要するもの 政策策定に当たり、市民から意見聴取することが法令で定められているもの	迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものの 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他の政策意見提出制度と同様の手続を行うもの 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの 審議会その他の附属機関等が、この制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき策定された政策等	迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものの 法令等により意見聴取の手続等が定められているもの 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの 審議会その他の附属機関等が、この制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき策定された政策等
意見提出者の 範囲	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有するもの 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 本市に対して納税義務を有するもの パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの	本市の区域内に住所を有する者 本市の区域内に存する事業所等に勤務する者 本市の区域内に存する学校に通学する者	本市の区域内に住所を有する者 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 本市に対して納税義務を有する者 パブリックコメント手続の対象となる政策について、利害関係を有する者	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する者 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 市内に存する学校に在学する者 本市に対して納税義務を有するもの 政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する者 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 市内に存する学校に在学する者 本市に対して納税義務を有するもの 政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの
公表時期	最終的な意思決定を行う前	意思決定を行う前の適切な時期	最終的な意思決定の前	意思決定を行う前の適切な時期	意思決定を行う前の適切な時期
公表資料	計画等の素案に加えて、作成した趣旨、目的、背景等、素案を理解するために必要な資料を公表するよう努める	案そのものに加えて、その趣旨、概要などを説明する資料を公表するよう留意する	案を策定した目的 案を付属機関等の審議に付した場合は、答申の概要 案を理解するために必要とする資料	案に加え、次の資料を公表するものとする 政策等の趣旨及び目的並びに作成した経緯 立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点 案を理解するために必要な関連資料	案に加えて、作成した趣旨、目的、背景等、素案を理解するために必要な資料を公表するよう努める
公表方法	市ホームページへの掲載 担当室、各地区公民館及び広報対話室における閲覧	担当課窓口での閲覧又は配布 市ホームページへの掲載 市政情報センター、楠総合支所、地区市民センター窓口での閲覧又は配布	広報紙への掲載 市ホームページへの掲載 ケーブルテレビによる放送	実施機関が指定する場所での閲覧及び配布 インターネットを利用した閲覧等	市ホームページへの掲載 政策等の担当課、情報公開室及び各総合支所での閲覧及び配布 実施機関が必要と認める方法
周知の方法	必要に応じ、以下の方法により市民への周知に努める 広報紙への掲載 報道機関への情報提供	広報紙への掲載 市ホームページへの掲載 報道機関への発表 その他市長が必要と認める方法	上記公表した方法に準じる	必要に応じ、以下の方法により市民への周知に努める 広報紙への掲載 説明会の開催 印刷物の配布 報道機関への発表	必要に応じ、以下の方法により市民への周知に努める 広報紙への掲載 報道機関への資料提供
募集期間	1か月程度を目安	1ヶ月程度を目安	1か月以内	1ヶ月以上(短縮も可)	原則30日以上
意見の提出 方法	実施機関が指定する場所への直接書面による提出 郵便 電子メール ファクシミリ 実施機関が必要と認める方法	担当課への直接提出 郵便 電子メール ファクシミリ 市長が必要と認める方法	書面による提出 郵便 電子メール ファクシミリ	実施機関が指定する場所への書面の提出 郵便、信書便 電子メール ファクシミリ 実施機関が必要と認める方法	実施機関が指定する場所への書面の提出 郵便 電子メール ファクシミリ 実施機関が必要と認める方法
意見等の取 扱い	意見を考慮して意思決定を行う 意見に対する市の考え方を取りまとめ、意見の概要と併せて公表する 素案を修正したときは、修正の内容と理由を公表する	意見を考慮して意思決定を行う 提出された意見の内容及び市の考え方、修正を行った場合はその内容を公表する	有益な意見を十分考慮して計画等を策定 意見と併せて、市の考え方をとりまとめ公表する	意見等を考慮して意思決定を行う 提出された意見等の概要と意見に対する実施機関の考え方を公表する 案を修正した場合は、当該修正の内容を公表する	意見等を考慮して意思決定を行う 提出された意見等の概要と意見に対する市の考え方を公表する 案を修正した場合は、当該修正の内容を公表する
実施状況の 把握	案件の一覧表を作成し、市ホームページに掲載する	実施状況の一覧表を作成し、原則として市ホームページ等により一定期間公表する	上記の公表方法に準じる	案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等により公表する	案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載等により公表する